

公印省略

5 薬 第 3 6 2 号
令和 5 年 5 月 1 5 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

新型コロナウイルス抗原定性検査キットの取扱いについて

平素より本県の薬務行政について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
薬局及び店舗販売業において新型コロナウイルス抗原定性検査キットを販売するにあたっての留意点については、「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和5年1月23日4薬第2804号福岡県保健医療介護部長通知。以下「取扱通知」という。）にてお知らせしていたところです。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へ変更されたことを受け、取扱通知の別添1-1（福岡県版）及び別添1-2（福岡県版）を改正し、別添2「購入した抗原定性検査キットで新型コロナウイルス抗原陽性となった場合の対応方法」を廃止します。

つきましては、下記の留意点を御了知の上、貴会会員に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本通知に伴い、取扱通知及び以下の通知は廃止します。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症流行下における抗原定性検査キットの販売時の対応について」（令和5年3月27日4薬第3619号福岡県保健医療介護部長通知）
- ・ 「「新型コロナウイルス感染症流行下における抗原定性検査キットの販売時の対応について」の一部変更について」（令和5年4月7日5薬第89号福岡県保健医療介護部長通知）

記

- 1 医療用新型コロナウイルス抗原定性検査キット（薬局に限る。）及び一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの購入者に対しては別添1-1（福岡県版）を、

新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を検出できる医療用抗原定性検査キット（以下「医療用同時検査キット」という。）（薬局に限る。）及び新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両抗原を検出できる一般用抗原定性検査キットの購入者に対しては別添1－2（福岡県版）を用い、抗原定性検査キットの特性や検査の実施方法等の説明を行うこと。説明後、購入者が説明の内容を理解したことを確認した上で販売すること。

- 2 医療用新型コロナウイルス抗原定性検査キット及び医療用同時検査キットを販売する場合において、適切な使用説明書等がない場合には、「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時期流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和4年12月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課及び同局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）の別添2の「2 使用にあたって」及び「3 一般的な検査手順と留意点」を用いて検査手順の説明をして差し支えないこと。

問合せ先：福岡県保健医療介護部薬務課監視係 電 話：092-643-3285 FAX：092-643-3305 E-mail：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp
